

仕 様 書

1 物品名

業務用ノート型パソコン（リース・高スペック）その2

2 数量

357 台

3 納入期限及び借入期間

(1) 令和6年（2024年）11月29日（金）

なお、担当課と打ち合わせの上、11月1日（金）から11月29日（金）の期間内に実施すること。ただし、担当課が許諾する場合は、10月31日（木）以前の納入も可とする。

(2) 借入期間

令和7年（2025年）1月1日～令和11年（2029年）12月31日

4 納入及び検査場所

札幌市内の指定場所（1箇所）。

具体的な納入場所については、契約締結後、納入前までに別途指示する。

5 連絡先

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課

札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 菊水分庁舎

電話：011-826-6379 担当：坂本

6 規格

(1) 形状

ノート型であること。なお、ディスプレイ部分とキーボード部分が分離可能な形式のものは認めない。

(2) OS

Windows 11 Pro 64bit の使用権が含まれていること。また、納入後の設定において、Windows 10 Pro 64bit のインストールを想定するため、Windows 10 Pro 64bit に対応しており、ドライバ等が提供可能なこと。

(3) CPU

インテル製であること。13世代Core i5-1334U または i5-1335U と同等以

上の性能を有すること。

(4) メモリ

8 GB 以上であること（8 GB 以上×1 であること）。

(5) 記憶装置

SSD256GB 以上であること。

(6) インターフェース

ア LAN

RJ-45 コネクタを1 つ以上内蔵すること。

1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wake on Lan 対応であること。

イ USB

USB Type-C ポートを2 つ以上、USB3.1（転送速度5 Gbps 程度）以上に
対応したUSB Type-A ポートを2 つ以上それぞれ内蔵すること。

ウ 画面出力

HDMI 端子を1 つ以上内蔵すること。

エ 音声端子

ヘッドホン及びマイクを接続可能な端子を1 つ以上内蔵すること。

(7) WEB カメラ

画面解像度 720P 以上または有効画素数 92 万画素以上のWEB カメラを
1 つ以上内蔵すること。

(8) オーディオ

スピーカー及びマイクを内蔵すること。

(9) 無線規格

- ・IEEE802.11ax(Wi-Fi6E)対応かつ IEEE802.11ac/a/b/g/n を内蔵すること。
- ・BluetoothV5 以上を内蔵すること。

(10) セキュリティ機能

- ・TPM(TCG Ver2.0 準拠)を搭載すること。
- ・記憶装置(SSD)のデータ消去が可能な Secure Erase または同等の機能を持つツールが製品本体に標準添付または標準搭載すること。

(11) ディスプレイ

13.3 型以上14 型以下の液晶であること。解像度はフルHD (1920×1080)
以上であること。

(12) キーボード

JIS 配列の日本語アイソレーションキーボードを搭載していること。

(13) 電源

充電式バッテリーを内蔵し、バッテリー駆動時間が10 時間以上(JEITA2.0)
であること。また、充電用のAC アダプタが付属し、AC アダプタの電源コ

ードは 100V A C 用で、日本国内向け平行 2 P で差し込みできること。

(14) 重量

バッテリーを搭載した本体重量が 1Kg 程度以下であること。

(15) 寸法

本体の外形が 315×240×20 [W×D×H (mm)] 程度以内であること。

(16) その他

ア グリーン購入法適合品（一般行政事務用）であること、又は国際エネルギースタープログラムやエコマークラベル等の環境ラベルが付されていること。

イ JEITA [PC 及びタブレット端末に関する VOC 放散速度指針値] の基準に適合していること。

ウ 新品であり、同一メーカー・同一商品とすること。

エ 故障修理時に記憶装置の交換が必要となった場合、交換前の記憶装置を本市に返却が可能な機種であること。

オ Windows 11 pro 64bit OS のリカバリ用媒体を担当課に 1 セット納入すること。

（メーカー純正品のリカバリメディアまたは本体 SSD に格納されたイメージを書き出したものであること。）

（カタログ等に商品記載のない場合、メーカーによる出荷証明書を応札前に提出すること。）

カ 納入後 1 年以上のメーカー保証を有すること。また、借入期間を通じて部品等の供給が可能であり、有償での故障修理対応が可能なこと。

キ 納入事業者は、納入物品のメーカーを問わず、修理及びメンテナンスの対応窓口となること。

ク 納入に係る費用を入札金額に含めること。なお、納入の際に梱包を解く必要はないが、機器設定時に初期不良が見つかった場合は、メーカーの保証規定に従い、交換または修理等が可能なこと。

ケ 借入期間が満了した借入物品は、札幌市へ所有権移転すること。

7 特記事項

- (1) 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- (2) ネットワーク設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態で機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。（なお、ネットワーク設定及び調整は別途本市が委託した業者が行う。）